

令和4年度

佐世保市包括外部監査結果報告書  
(概要版)

令和4年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 田 中 亮



## 概要版目次

### 第1部 包括外部監査の概要

第1	包括外部監査の概要	1
第2	事件を選定した理由	1
第3	包括外部監査の手法	2
第4	包括外部監査の期間	3
第5	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	3
第6	利害関係	3
第7	報告書の構成	4

### 第2部 佐世保市の財政及び人口の推移

第1章	佐世保市の財政の推移	
第1	普通会計	5
第2	一般会計	5
第3	財政に関する見通し	6
第2章	人口の推移	7

### 第3部 佐世保市立中学校の施策

第1章	監査の観点・方法	8
第2章	佐世保市の学校教育の施策	
第1	佐世保市の教育に関する大綱、政策	8
第2	佐世保市立中学校の概要	9

第3	佐世保市立中学校の部活動	10
第4	佐世保市立中学校のICT活用状況	11
第5	佐世保市の各市立中学校への指導状況	11
第6	校則問題	14
第3章	佐世保市教育委員会	
第1	教育委員会制度について	14
第2	組織構成	15
第3	事務分掌	17
第4	財政状況	17

## 第4部 佐世保市立中学校の事務執行及び管理運営

第1章	監査の観点・方法	19
第2章	佐世保市立中学校全域の概要	
第1	佐世保市立中学校の生徒数等	19
第2	佐世保市の通学区域	19
第3章	佐世保市立中学校の事務分掌	19
第4章	佐世保市立中学校における事件・事故	
第1	はじめに	19
第2	平成29年度から令和3年度の期間における教職員 への懲戒処分	19
第3	学校生活・登下校中の救急搬送事例	20
第4	中学生の非行・虞犯等	20

## 第5部 佐世保市立中学校の往査

第1章	監査の観点・方法	22
第2章	市立中学校往査：清水中学校	22
第3章	市立中学校往査：江迎中学校	25
第4章	市立中学校往査：広田中学校	28
第5章	市立中学校往査：宇久中学校	32
第6章	生徒の意見の把握	35

## 第6部 教育DXの改革案等

第1章	現状維持を基本とする戦略	37
第2章	教育デジタルトランスフォーメーション戦略について	
第1	社会的危機の問題	37
第2	広田中学校体育館へのインターネット無線Wi-Fi運用コスト	38
第3	教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の検討	38
第3章	佐世保市立中学校の重大事態認定事件への対応	39

## 第7部 総括

意見・評価等	40
--------	----

末尾資料：意見等の一覧表

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「、」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。また、包括外部監査人については、適宜「監査人」と略称することがある。

※年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和元年度」と記載する。

※本概要版では、監査結果報告書につき、端的に「報告書」または「報告書本編」と称している。

## 第1部 包括外部監査の概要

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37の1項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件

##### (1) 外部監査のテーマ

佐世保市立中学校の財務・事務執行

##### (2) 外部監査の対象期間

原則として令和3年度。ただし必要に応じて他年度。

### 第2 事件を選定した理由

#### 1 昨今の社会情勢

昨今の少子高齢化社会の中、その対策の一つである児童福祉の充実について、児童に対する諸手当や行政サービス付与等の積極的施策が重要であるが、より基本的な施策として、小中学校の健全な運営が不可欠である。そこで、本年度の監査テーマとして、監査資源を勘案しつつ、佐世保市立中学校の財務・事務執行を選定した。

監査項目としては、市立中学校に関する基本的政策、予算配分と執行状況、通学や部活動等の学生の負担状況、校則の調査・評価等を行なった。学校におけるいわゆるいじめ問題及び教職員の労働環境については、平成28年度の佐世保市包括外部監査にて監査済みであり、基本的に本年度の監査対象外としている。

#### 2 弁護士の特性等

市立中学校の財務、事務執行は、教育基本法、学校教育法等の法令や佐世保市の条例または内規を根拠とするものである。また、市立中学校の財

務及び事務執行の実際の運用については、法令及び条例等との適否のみならず、国家賠償請求訴訟や住民訴訟等法的手続となり司法判断を受けることから、過去の判例参照が不可欠である。

これらの法令・規範の解釈や佐世保市における現実の運用の適否の判断、そして、判例に照らした適否判断につき、具体的な訴訟等紛争において法適用と宣言を行う司法の一当事者であり、また、実体法の知識を有する弁護士 の職責を活用することができる。

### 3 結語

以上より、佐世保市立中学校の財務・事務執行の現状を検証するべく、令和4年度の包括外部監査のテーマとして選定したものである。

## 第3 包括外部監査の手法

### 1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として、市立中学校運営を統括している佐世保市教育委員会及び各市立中学校を主要な監査対象とした。

### 2 外部監査の観点

佐世保市立中学校の財務・事務執行の現状監査につき、その施策や事務執行並びにその結果については、法令による是非を受けるべきものである。それゆえ、これらについては、適法性、有効性及び効率性に重点を置いて検証した。また、その財務については、税金を直接の原資としていることから、適法性、有効性及び効率性に加え、適宜、経済性も併せてのその適否につき留意した。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

適法性 法令等の根拠に照らし、佐世保市の市立中学校の事務執行が適切に執行されているか。

有効性 事務・事業の遂行および予算の執行の結果が、所期の目的



を達成しているか、また、効果を上げているか。

経済性 より少ない費用で実施できないか。

効率性 市立中学校の運営に関する支出につき、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

### 3 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

- (1) 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証
- (2) 関係部署に対するヒアリング・書面照会
- (3) 関係書類の閲覧
- (4) 現場視察

### 第4 包括外部監査の期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 第5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32の1項）。

監査人を含め弁護士5名体制である。

包括外部監査人	弁護士	田中亮
包括外部監査人補助者	弁護士	馬場章廣
同上	弁護士	堤智代美
同上	弁護士	松田貴史
同上	弁護士	吉田将太

### 第6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第7 報告書の構成

### 1 全体の構成

- 第1部 包括外部監査の概要
- 第2部 佐世保市の財政及び人口の推移
- 第3部 佐世保市立中学校の施策
- 第4部 佐世保市立中学校の事務執行及び管理運営
- 第5部 佐世保市立中学校の往査
- 第6部 教育DXの改革案等
- 第7部 総括

### 2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部から第6部まで、基本的に、以下の構成で記載することとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場合は、別の構成によっている。

- (1) 監査の観点・監査の方法
- (2) 組織概要等
- (3) 法令、内規等（規範）
- (4) 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）
- (5) 意見等

ア 規範に反しているものは「指摘」とする。

イ 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。

ウ 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

## 第2部 佐世保市の財政及び人口の推移

### 第1章 佐世保市の財政の推移

#### 第1 普通会計

- 1 普通会計につき、平成29年度から令和3年度までの決算の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引 (A)-(B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (E)	単年度収支 (F)	積立 (G)	繰上償還金 (H)	積立金額 (I)	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) (J)
令和3年度	144,680,447	138,657,544	6,022,903	1,396,820	4,626,083	△5,898	2,321,961	8,000	1,264,360	1,059,703
令和2年度	157,063,195	151,357,527	5,705,668	1,073,687	4,631,981	1,373,205	1,411,048	7,236	1,306,516	1,484,973
令和元年度	136,677,733	132,355,607	4,322,126	1,063,350	3,258,776	△314,347	2,169,679	106,100	1,180,224	781,208
平成30年度	123,389,520	118,935,923	4,453,597	880,474	3,573,123	△7,807	1,015,325	97,643	1,662,166	△557,005
平成29年度	124,024,694	119,955,318	4,069,376	488,446	3,580,930	356,675	1,144,502	62,333	1,311,604	251,906

- 2 普通会計歳入決算額（平成29年度から令和3年度まで）

本概要版では省略する。報告書本編を参照されたい（以下「本概要版では省略する。」と記載するものにつき同様。）。

- 3 普通会計性質別歳出決算額（平成29年度から令和3年度まで）

本概要版では省略する。

#### 第2 一般会計

- 1 一般会計決算の推移（平成29年度から令和3年度まで）

(単位：千円)

区分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引 (A)-(B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (E)	単年度収支 (F)	積立 (G)	繰上償還金 (H)	積立金額 (I)	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) (J)
令和3年度	139,910,695	134,298,442	5,612,253	1,396,709	4,215,544	127,188	2,321,961	113,721	1,264,360	1,298,510
令和2年度	155,146,065	149,998,243	5,147,822	1,059,466	4,088,356	1,255,256	1,411,048	7,236	1,306,516	1,367,024
令和元年度	134,243,305	130,346,855	3,896,450	1,063,350	2,833,100	△422,550	2,169,679	106,100	1,180,224	673,005
平成30年度	121,241,998	117,251,837	3,990,161	734,511	3,255,650	△22,765	1,015,325	97,643	1,662,166	△571,963
平成29年度	121,313,870	117,583,359	3,730,511	452,096	3,278,415	214,575	1,144,502	62,333	1,311,604	109,806

- 2 一般会計歳入決算額（平成29年度から令和3年度まで）

本概要版では省略する。

3 一般会計目的別歳出決算額（平成29年度から令和3年度まで）

本概要版では省略する。

4 一般会計教育費目的別歳出決算額（平成29年度から令和3年度まで）

（単位：千円）

款別	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
教育総務費	3,380,992	30.5	3,189,760	27.4	2,860,438	21.0	2,653,610	27.8	2,466,588	25.6
小学校費	3,504,232	31.6	2,953,706	25.4	4,225,046	31.0	2,145,626	22.5	2,170,741	22.5
中学校費	1,317,584	11.9	1,512,915	13.0	2,227,246	16.4	1,276,677	13.4	1,635,580	16.9
幼稚園費	130,764	1.2	126,041	1.1	144,865	1.1	131,788	1.4	132,707	1.4
社会教育費	790,285	7.1	1,893,253	16.3	2,229,661	16.4	1,420,019	14.9	1,389,702	14.4
保健体育費	1,966,698	17.7	1,958,108	16.8	1,922,136	14.1	1,903,754	20.0	1,854,199	19.2
合計	11,090,555	100.0	11,633,783	100.0	13,609,392	100.0	9,531,474	100.0	9,649,517	100.0

一般会計中教育費の歳出については、令和元年度の小学校費及び中学校費が突出している。これは、空調設備費用支出によるものである。

### 第3 財政に関する見通し

#### 1 佐世保市中期財政計画の概略

佐世保市の財政に関する見通しについては、令和3年10月、佐世保市財務部が「佐世保市中期財政計画（令和4年度～令和8年度）」を策定している。令和3年時点での財政上の問題として、①収支不足が改善しない厳しい状況にあること、②歳入につき、将来の一般財源増加を見込める部分はあるものの中長期的には人口減などのため地方税や実質的な地方交付税の増加を見込むことはできないことから、地方財政につき厳しい財政運営が予測されること、③歳出につき、多種多様な課題による財源が必要

とされ、加えて、社会保障関係費は右肩上がり状態が続くことが懸念事項となっている。これに対する財政計画として、佐世保市は、第6次行財政改革推進計画（後期プラン）に掲げる①行政活動の再構築、②行政体制の整備、③財政の健全化を令和4年度以降も継続して実施し、財源調整後の収支不足▲19.4億円は、第7次行財政改革推進計画の取組みによる改革改善効果額にて補うとしている。その詳細は、主に基金活用による歳入57.5億円の増収と主に政策推進枠を含む枠の縮減による歳出110.0億円の節減による合計167.5億円の改善である。

## 第2章 人口の推移

年次	面積	世帯数	人口総数	人口		一世帯の平均人口	女100人に対する男の割合	密度(1km <sup>2</sup> あたり)	
				男	女			世帯	人口
	km <sup>2</sup>	世帯	人	人	人	人	人	世帯	人
平成 29	426.06	105,310	251,288	118,631	132,657	2.4	89.4	247.1	589.8
30	426.06	105,490	249,263	118,099	131,164	2.4	90.0	247.5	585.0
令和 元年	426.06	105,310	246,567	116,898	129,669	2.3	90.2	247.2	578.7
2	426.01	103,964	242,763	114,912	127,851	2.3	89.9	244.0	569.9
3	426.01	103,489	239,386	113,359	126,027	2.3	89.9	242.9	561.9

佐世保市の人口については、人口総数、世帯数とも減少を続けている。第1章の佐世保市の財政について、人口要因による改善を見込むことは難しいといえる。

## 第3部 佐世保市立中学校の施策

### 第1章 監査の観点・方法

本概要版では省略する。

### 第2章 佐世保市の学校教育の施策

#### 第1 佐世保市の教育に関する大綱、政策

##### 1 佐世保市教育大綱

佐世保市では、教育に関する基本方針として、佐世保市教育大綱、佐世保市市民憲章、徳育推進のまちづくり宣言等を定めている。

##### 2 大綱策定の趣旨及び経緯

佐世保市教育大綱は、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の31項に基づき、佐世保市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、第2回総合教育会議の場で定めたものである。

##### 3 佐世保市教育大綱の位置付け（大綱が目指す市民像）

本大綱は、「市民憲章」に謳われる市民像やまちづくり像を実現することを目指している。

##### 4 佐世保市教育振興基本計画（第3期）

佐世保市教育委員会では、教育基本法の改正を機に、佐世保市教育方針の実現に寄与することを目的として、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画である「佐世保市教育振興基本計画」を策定している。本計画における教育施策としては、①学校教育の充実、②豊かな心を育むまちづくり、③生涯学習・生涯スポーツの充実が掲げられている。

## 第2 佐世保市立中学校の概要

1 佐世保市に存在する市立中学校は、以下のとおりである。

(1) 北部地区：江迎中学校（往査対象校）、鹿町中学校、吉井中学校、世知原中学校、小佐々中学校、宇久中学校（離島地区：往査対象校）

(2) 中部地区：浅子小中学校、相浦中学校、中里中学校、大野中学校、柚木中学校、清水中学校（往査対象校）、祇園中学校、山澄中学校、光海中学校、日野中学校、愛宕中学校、黒島小中学校

(3) 南部地区：日宇中学校、福石中学校、崎辺中学校、東明中学校、三川内中学校、早岐中学校、広田中学校（往査対象校）、宮中学校



※佐世保市ホームページより

## 2 生徒数一覧

本概要版では、令和3年度の生徒数一覧を呈示する。

番号	学校名	特支 学級	1年 生徒	2年 生徒	3年 生徒	計 生徒	計 特支	視 聴 式 級	知 学 級	障 児 級	言 学 級	語 児 級	情 緒 児 級	肢 体 児 級	難 聴 児 級	病 弱 児 級	弱 視 児 級	視 覚 障 害 児 級	1年 学級	2年 学級	3年 学級	普通 学級	合計	1年40人学級						
																								1年	合計					
1	宮	1	19	10	13	42	45								1	3				1	1	1	3	4	1	3				
2	三川内	2	27	25	24	76	79		1	1			1	2						1	1	1	3	5	1	3				
3	広田	2	151	187	143	481	490		1	4			1	5						5	5	4	14	16	4	13				
4	早岐	2	222	171	190	583	592		1	6			1	3					1	7	5	5	17	19	6	16				
5	東明	2	73	62	68	203	207		1	2			1	2						3	2	2	7	9	2	6				
6	日宇	4	178	193	191	562	579		1	6			1	5					5	5	5	15	19	5	15					
7	崎辺	2	70	70	70	210	217		1	5			1	2						2	2	2	6	8	2	6				
8	福石	3	77	68	75	220	232		1	7			1	3	1	2				3	2	2	7	10	2	6				
9	山澄	3	100	107	92	299	306		1	3			1	3						3	3	3	9	12	3	9				
10	祇園	3	135	126	117	378	387		1	6			1	2						4	4	3	11	14	4	11				
11	清水	3	78	83	107	268	278		1	2			1	6					1	3	3	3	9	12	2	8				
12	光海	2	20	15	18	53	55		1	1			1	1					1	1	1	1	3	5	1	3				
13	愛宕	3	77	65	78	220	227		1	1			1	5						3	2	2	7	10	2	6				
14	黒島	0	2	1	4	7	7	2												1	1	1	2	2	1	2				
15	浅子	0	5	3	4	12	12	2												1	1	1	2	2	1	2				
16	日野	3	129	116	104	349	358		1	3			1	5						4	3	3	10	13	4	10				
17	相浦	3	127	157	130	414	426		1	8			1	1					1	4	4	4	12	15	4	12				
18	中里	3	141	117	117	375	387		1	3			1	6						5	3	3	11	14	4	10				
19	大野	5	157	196	198	551	570		1	5			2	12						5	5	5	15	20	4	14				
20	柚木	1	31	31	36	98	99						1	1						1	1	1	3	4	1	3				
21	吉井	2	43	58	50	151	154		1	1			1	2						2	2	2	6	8	2	6				
22	世知原	3	24	22	38	84	88		1	2			1	1						1	1	1	3	6	1	3				
23	小佐々	2	58	54	53	165	177		1	7			1	5						2	2	2	6	8	2	6				
24	宇久	0	6	3	3	12	12	2												1	1	1	2	2	1	2				
25	江迎	3	44	46	43	133	141		1	4			1	3						2	2	2	6	9	2	6				
26	鹿町	3	21	23	29	73	80		1	1			1	4						1	1	1	3	6	1	3				
合計		60	2015	2009	1995	6019	6205	6	21	78	0	0	23	79	1	2	4	9	10	17	1	1	3	71	61	60	192	252	63	184
R2年度(5/1)		54	2017	2018	2005	6040	6184	6	21	66	0	0	22	64	2	3	3	5	6	6	0	0	2	71	59	63	193	64	186	
増減		6	-2	-9	-10	-21	21	0	0	12	0	0	1	15	-1	-1	1	4	4	11	1	1	1	0	2	-3	-1	-1	-2	
					R 3																		6205							
					R2(5/1)																		6184							
																							186							

特別支援学級生徒数<知障>						特別支援学級生徒数<情緒>						特別支援学級生徒数<その他>						
学校名	1年生	2年生	3年生	合計	学級数	学校名	1年生	2年生	3年生	合計	学級数	学校名	1年生	2年生	3年生	合計	学級数	種別
宮	0	0	0	0	0	宮	0	0	0	0	0	宮	1	1	1	3	1	難聴
三川内	0	0	1	1	1	三川内	0	1	1	2	1	三川内	0	0	0	0	0	
広田	0	3	1	4	1	広田	2	3	0	5	1	広田	0	0	0	0	0	
早岐	2	2	2	6	1	早岐	2	0	1	3	1	早岐	0	0	0	0	0	
東明	0	0	2	2	1	東明	0	2	0	2	1	東明	0	0	0	0	0	
日宇	5	1	0	6	1	日宇	3	2	0	5	1	日宇	3	3	0	6	2	難聴4病弱2
崎辺	1	2	2	5	1	崎辺	0	2	0	2	1	崎辺	0	0	0	0	0	
福石	0	4	3	7	1	福石	2	1	0	3	1	福石	0	0	2	2	1	肢体2
山澄	0	0	3	3	1	山澄	3	0	0	3	1	山澄	0	0	1	1	1	病弱
祇園	3	0	3	6	1	祇園	1	0	1	2	1	祇園	1	0	0	1	1	難聴
清水	1	0	1	2	1	清水	1	1	4	6	1	清水	0	2	0	2	1	病弱
光海	0	1	0	1	1	光海	0	0	1	1	1	光海	0	0	0	0	0	
愛宕	0	1	0	1	1	愛宕	2	1	2	5	1	愛宕	0	0	1	1	1	病弱
黒島	0	0	0	0	0	黒島	0	0	0	0	0	黒島	0	0	0	0	0	
浅子	0	0	0	0	0	浅子	0	0	0	0	0	浅子	0	0	0	0	0	
日野	0	2	1	3	1	日野	3	1	1	5	1	日野	1	0	0	1	1	病弱
相浦	6	0	2	8	1	相浦	0	0	1	1	1	相浦	1	1	1	3	1	病弱
中里	0	2	1	3	1	中里	1	2	3	6	1	中里	0	2	1	3	1	病弱
大野	2	3	0	5	1	大野	4	4	4	12	2	大野	2	0	0	2	2	難聴1・弱視1
柚木	0	0	0	0	0	柚木	0	0	1	1	1	柚木	0	0	0	0	0	
吉井	0	0	1	1	1	吉井	2	0	0	2	1	吉井	0	0	0	0	0	
世知原	0	1	1	2	1	世知原	1	0	0	1	1	世知原	1	0	0	1	1	病弱
小佐々	2	3	2	7	1	小佐々	1	4	0	5	1	小佐々	0	0	0	0	0	
宇久	0	0	0	0	0	宇久	0	0	0	0	0	宇久	0	0	0	0	0	
江迎	1	2	1	4	1	江迎	1	2	0	3	1	江迎	0	0	1	1	1	病弱
鹿町	0	0	1	1	1	鹿町	1	1	2	4	1	鹿町	1	1	0	2	1	病弱
合計	23	27	28	78	21	合計	30	27	22	79	23	合計	11	10	8	29	16	

### 第3 佐世保市立中学校の部活動

佐世保市は、市立中学校の部活動について、「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の方針」（以下、「本方針」という



ことがある。)を定めている。本方針の下、①適切な運営のための体制整備、②合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み、③適切な休養日等の設定、④休養日等に関する市教育委員会及び校長の裁量等例示、⑤生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備がなされている。

#### 第4 佐世保市立中学校のICT活用状況

##### 1 スマート・スクール・SASEBO

文部科学省主導のICTを活用した教育環境整備の全国的な取り組みである「GIGAスクール構想」につき、佐世保市では、「すべての児童生徒に新しい時代を生き抜く創造性や社会性を育成する」ことを目標とする、「スマート・スクール・SASEBO構想」を掲げ、その推進を図っている。同構想により、生徒一人につき一台の端末配付の他、文部科学省CBTシステム利用、ICT環境整備に伴うセキュリティ体制の構築及び道徳教育、人権教育の充実、ICT支援員の配置及び統合型校務支援システムの導入によって校務の効率化支援、教職員を対象とする研修にICT関連研修を追加等行っている。

##### 2 統合型校務支援システム

佐世保市では、教育の情報化推進計画（一例として、スマート・スクール・SASEBO構想）等に資するため、また、教職員の公務の効率化を支援し、学校における実効性のある働き方改革を推進するために、「統合型校務支援システム」の導入を進めている。

#### 第5 佐世保市の各市立中学校への指導状況

##### 1 前論

佐世保市では、各市立中学校に対して学校運営に関する指導監督を行っている。以下では、特徴的なものにつき、その概要について記載する。

## 2 校舎施設や金銭の管理

佐世保市では、校舎施設の修繕判断基準として、優先度評価を行い実行している（1件10万円以下の軽微な修繕を除く。）。

## 3 学校備品の管理

佐世保市では、「佐世保市立学校物品会計規則」を制定し、同規則に基づき備品の管理を行っている。なお、令和4年4月1日付で佐世保市立学校物品会計規則は改正されている。同規則により、学校の備品（図書を含む）、就学援助費、特別支援教育就学援助費、学校給食費の管理や交付または徴収方法等定められている。詳細については、報告書本編を参照されたい。

## 4 情報システムの管理・セキュリティ

佐世保市では、児童生徒理解支援システム及び校務支援システムを用いて、児童生徒及び校務一般の管理を行っている。

## 5 校則策定に関する指示

佐世保市教育委員会は、令和3年5月21日付で、各小・中学校長及び義務教育学校長宛てに、「校則の見直しについて」と題する通知を発している。これは、全国的に人権に配慮した校則への見直しを求める機運が高まったことを受け、各学校に校則の見直しを促すために発されたものである。

## 6 生徒の校内施設利用時の安全管理・指導

生徒の構内施設利用時の安全管理・指導につき各中学校に対する共通した指示やマニュアルは存在しない。

## 7 生徒の登下校の安全管理・指導

生徒の登下校の安全管理・指導につき各中学校に対する共通した指示やマニュアルは存在しない。

## 8 長期休業・校外での生徒の生活指導

佐世保市では、夏休み等の長期休業に際して、各学校宛てに生徒指導に

関する通知を行っている。その内容は、①大型連休中における生活・生徒指導（令和４年）、②恒常的な生徒への配慮、③夏季休業日における児童生徒への指導１（令和４年）、④教育相談の充実、⑤部活動・生徒活動等における事故防止指導、⑥事件・事故等への対応、⑦携帯電話やスマートフォン等の使用上のモラル・マナー、⑧問題行動等への適切な対応、⑨家庭や地域社会との連携、⑩災害時における対応、⑪夏季休業中における児童生徒への指導２、⑫冬季休業日における児童生徒への指導（令和３年）、⑬児童の保護・支援、⑭児童の学力向上のための手当、⑮公共のルール・マナー修得、⑯年度末・年度始めにおける生徒指導（令和３年）、⑰人間としての尊厳に関する教育、⑱校則・進級・進学である。

## 9 犯罪、触法、虞犯事件発生時の対処

佐世保市では、学校・警察連絡制度に基づく対応マニュアルを策定しており、犯罪、触法、虞犯事件発生時の対処を行っている。

### 1 0 校内暴力、いじめ予防・探知・発生時の対処について

「いじめ防止対策推進法」に従い、佐世保市では、「佐世保市いじめ防止基本方針」を策定している。

### 1 1 教職員による生徒への体罰、人権侵害の予防

佐世保市では、教員による生徒への体罰根絶を目指す取り組みを行っており、近年、各学校に対し、①体罰・不適切な指導の根絶についてと題する通知（令和３年）、②体罰・不適切な指導の根絶についてと題する通知（令和４年）、③長崎県教育委員会服務規律強化月間の実施（令和４年度）等の指示を行っている。

### 1 2 校舎内での冷暖房稼働

学校校舎内における冷暖房稼働について、佐世保市では、「空調設備運用ガイドライン」を策定している。

## 第6章 校則問題

### 1 総論

公立学校の校則制定権につき、下級審にて複数の判例があるが、校則制定権の所在等、判断が分かれており、一義的には明確ではない。文部科学省は、生徒指導提要にて、校長に校則制定権を認めている。ただし、同提要は、「校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です」と述べている。

### 2 各論（佐世保市の校則）

往査先中学校の生徒心得（生活心得）を調査したところ、共通して、「眉毛の抜毛、剃毛の禁止」が存在する。同規定については、調査の結果、各中学校と中体連とで、相互に相手方の主導・要望によるものであるという認識であった。

### 3 現在における校則の議論状況（校則見直しQ&A 宮崎県弁護士会版）

校則に関しては、平成4年8月、宮崎県弁護士会より「校則見直しQ&A 宮崎県弁護士会版」が発表されている（同会ホームページにて公開されている。）。校則の内容、運用及び見直し手続につき参照すべき資料である。

## 第3章 佐世保市教育委員会

### 第1節 教育委員会制度について

#### 1 教育委員会制度の説明

教育委員会は、都道府県及び市町村等におかれる合議制の執行機関である（法的根拠としては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」など）。

教育委員会は、人格が高潔で幅広い識見を有する5人（条例で定めると

ころにより、都道府県・市の場合は6人以上、町村の場合は3人以上とする  
ことも可能)の非常勤の教育委員をもって組織されている。

## 2 教育委員会制度の意義

- (1) 地方自治の尊重
- (2) 教育行政の中立性と安定性の確保
- (3) 指導行政の重視
- (4) 教育行政と一般行政の調和
- (5) 国・都道府県・市町村の連携
- (6) 生涯学習など教育行政の一体的な推進

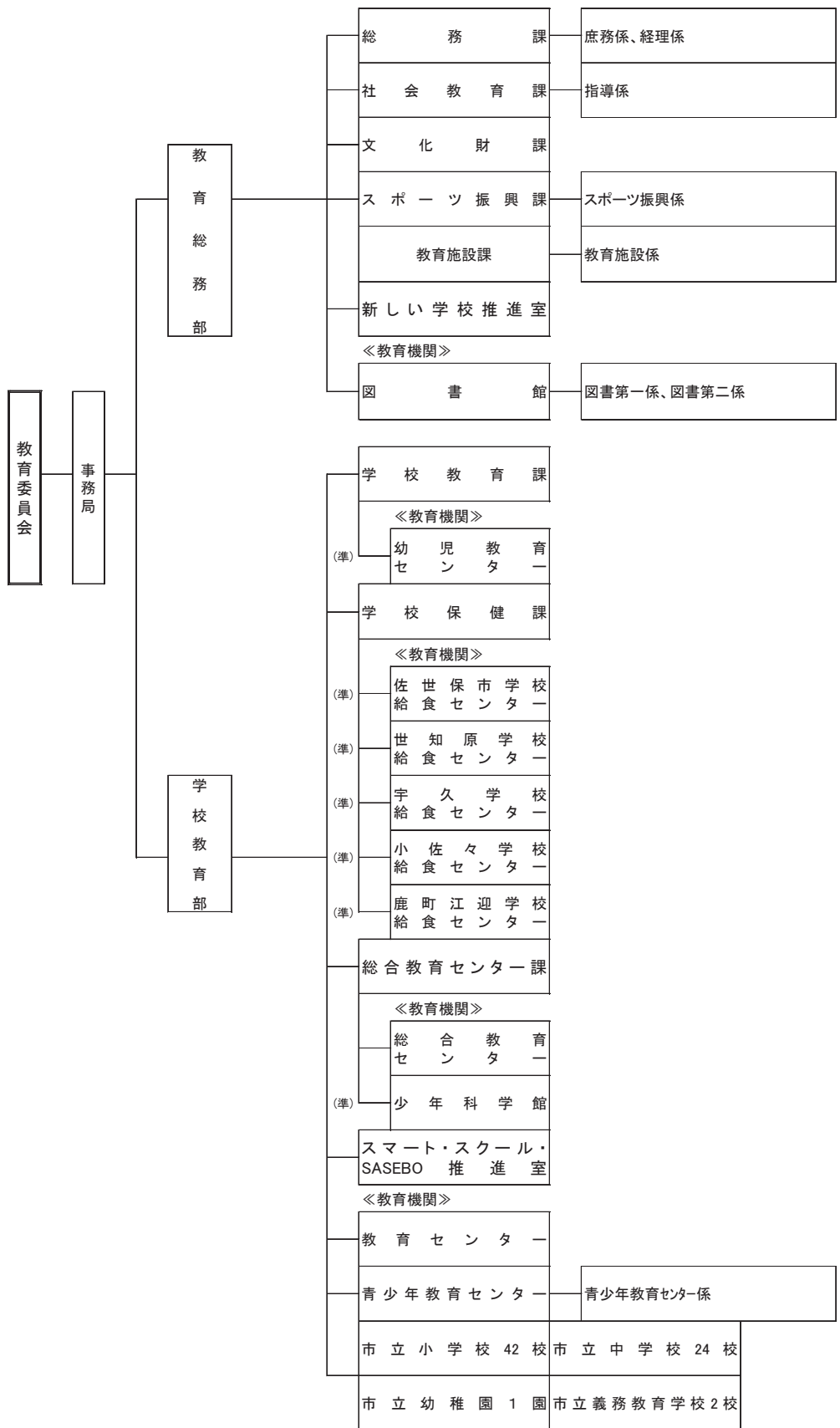
## 第2 組織構成

### 1 教育委員会の組織構成及び委員等

本概要版では組織図のみ次ページにて呈示し、その余は省略する。

### 2 教育委員の任命方法等

教育委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。任命にあたり、欠格条項が定められ、過半数の同一政党所属禁止の他、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、保護者である者が含まれるようにしなければならないとされている。委員の任期は任命の日から起算して4年であるが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間となる。また、委員は再任されることもできる。



教育委員は、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができる。ただし、委員は一身上の事件については議決に加わることはできないため、辞職に係る議事の対象となる委員は除籍されることになる。

市長は、職務上の義務違反等一定の理由がある場合に、議会の同意を得て委員を罷免することができる。その他、住民による直接の委員解職請求制度も定められている。

教育委員会では、教育長を除く教育委員の中から、教育委員長を互選により選ぶ。教育委員長は、教育委員会を代表するものとされている。

### 第3 事務分掌

部として、教育総務部、学校教育部が存在する。これらの下部の部署や事務分掌については報告書本編を参照されたい。

### 第4 財政状況

#### 1 総論

佐世保市の市立中学校の財務状況については、平成29年度から令和3年度にかけて突出ないし特筆した事情は無い。もっとも、佐世保市の財政状況が楽観視できる状態ではないことは第2部のとおりである。

(単位：千円)

款 別	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
中学校費	1,317,584	1,512,915	2,227,246	1,276,677	1,635,580

#### 2 学校教育課令和3年度決算について

詳細については、報告書本編のとおりである。

#### 3 学校保健課令和3年度決算について

詳細については、報告書本編のとおりである。

- 4 総務課・教育施設課令和3年度決算について  
詳細については、報告書本編のとおりである。



## 第4部 佐世保市立中学校の事務執行及び管理運営

### 第1章 監査の観点・方法

本概要版では省略する。

### 第2章 佐世保市立中学校全域の概要

#### 第1 佐世保市立中学校の生徒数等

佐世保市立中学校24校の生徒数は、令和4年5月1日時点で合計6189人、学級数254、教員数502名である。

#### 第2 佐世保市の通学区域

本概要版では省略する。

### 第3章 佐世保市立中学校の事務分掌

本概要版では省略する。

### 第4章 佐世保市立中学校における事件・事故

#### 第1 はじめに

本概要版では省略する。

#### 第2 平成29年度から令和3年度の期間における教職員への懲戒処分

平成29年度から令和3年度における懲戒処分は3件であった。内訳は、戒告、停職2ヶ月、免職である。

### 第3 学校生活・登下校中の救急搬送事例

#### 1 平成29年度

学校生活中12件発生しており、重篤なものとして骨折事例があった。登下校中4件発生しており、いずれも交通事故である。骨折被害の事例があった。

#### 2 平成30年度

学校生活中11件発生しており、熱中症が目立っている。登下校中の事故は無かった。

#### 3 平成31年度（令和元年度）

学校生活中10件発生しており、内5件が骨折であり重篤である。

登下校中2件発生しており、いずれも交通事故であるが、被害は擦過傷に止まっている。

#### 4 令和2年度

学校生活中15件発生している。転倒による骨折が2件発生した。

登下校中4件発生している。いずれも交通事故であるが負傷は無かった。

#### 5 令和3年度

学校生活中12件発生した。重篤なものとして骨折1件の被害があった。

登下校中3件発生している。いずれも交通事故であったが、負傷なし、または、擦過傷で済んでいる。

### 第4 中学生の非行・虞犯等

#### 1 各年度の件数・概要

##### (1) 平成29年度

32件発生した。暴力行為が目立つ。

##### (2) 平成30年度

31件発生した。暴力行為が目立つ他、無免許運転もあった。

(3) 平成31年度（令和元年度）

9件発生した。前年度と比較して、暴力行為が少なくなった。

(4) 令和2年度

18件発生した。暴力行為が大きく増えたということはないが、わいせつ、痴情系の非行が目立つ。

(5) 令和3年度

14件発生した。暴力行為やわいせつ系の非行等、軽くない問題が目立っている。

## 第5部 佐世保市立中学校の往査

### 第1章 監査の観点・方法

本概要版では省略する。

### 第2章 市立中学校往査：清水中学校

#### 1 清水中学校概要



昭和22年4月1日に元陸軍重砲兵連隊の兵舎を校舎利用して開校した。本校は、佐世保市の中心部に位置する。清水中学校の敷地は市道・公共用地に囲まれており、佐世保市役所をはじめとして、佐世保市総合教育センターや子ども・女性・障害者支援センターなど行政機関や文教施設が多く集まる佐世保市中心部に立地している。

#### 2 調査事項

本概要版では省略する。

#### 3 学校の概況・学校施設

全体的に施設が相当老朽化している。令和3年から現校舎を建替工事中であり、令和6年度の2学期に完成予定であるとのことである。

#### 4 学校施設改善要望（校長会要望を含む。）

現在の校舎（昭和35年建設）につき、①校舎全体が一見して老朽化が進んでおり、校舎各所の壁には大きなヒビが入っている。②複数の教室の天井や壁から雨漏りが発生している。③夜間休日に備えた警報器につき原

因不明の誤作動が続いている。④老朽化によりエアコンの故障が相次いでおり、特別教室では図書室を除いてエアコンは故障している。⑤防火シャッターにつき、校舎3階の防火シャッターは閉まらないため、防火対策に懸念がある。⑥校舎1階の生徒移動用通路につき1階の屋根が無い部分がある。⑦生徒の荷物保管のための廊下の棚は蓋が無い等の問題がある。

#### 5 予算額・支払額・不用額について

清水中学校の昨今の予算額・支払額・不用額の特徴として、令和元年度に、大幅に水道代が増えたため、光熱費が突出している。この水道代激増について、当時の調査では理由が判明しなかったとのことである。

#### 6 就学援助費の支給状況

清水中学校における就学援助費の特徴として、若干医療費が高いという傾向があるが、担任による該当者への個別アナウンスの効果であるとのことである。なお、この申請手続の対応につき教員の負担が大きいとのことである。

#### 7 特別支援教育就学奨励費の支給状況

特別支援教育就学奨励費支給につき、清水中学校にて懸念していることは特にない。

#### 8 学校給食費の徴収状況

納付方法について、令和4年度からすべて口座振替となった。口座振替になったことにより学校事務補助員の負担は少なくなった。もっとも、引落口座の登録用紙の回収作業を担当がすることになったため、担任の事務負担は増加したとのことである（ただし令和3年度限りとなるもよう。）。

#### 9 校則（生徒・生活心得等含む）

清水中学校では、報告書本編末尾参考資料のとおり、「生徒心得」が定められている。衣類、持物関係での制約がなされているが、教師らの生徒心得に対する考え方は柔軟であり、合理性の有無及び現代の実情に沿うかど

うかの問題意識を持っているようである。

#### 1 0 部費・修学旅行費管理

清水中学校として関与しているわけではないものの、各部活それぞれに保護者会があり、その中に会計係も設置されている。

#### 1 1 P T A（育友会）会費管理

P T A規約が存在し、これに基づき会計を行っている。日常手金会計業務はスクール・サポート・スタッフが行っており、P T A会長・校長らがチェックの上で年度末に総会にて会計監査報告がなされる。

#### 1 2 学区（通学路）

保立町、宮田町、梅田町、清水町、城山町、中通町、石坂町、万徳町、八幡町、比良町、東大久保町、西大久保町、泉町、長尾町、園田町、上町、元町、木場田町、福田町、相生町、俵町、天満町、高砂町、浜田町、谷郷町、横尾町、春日町、小野町の一部

#### 1 3 冷暖房稼働状況

清水中学校	冷 房（稼働期間 6 月 1 日 ～9 月 30 日まで）	暖 房（稼働期間 12 月 1 日～3 月 31 日まで）
	① 稼働する時間帯について	8 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
② 稼働時の設定温度について	2 6 °C	2 0 °C
③ 稼働開始時刻	8 : 0 0	8 : 0 0
④ 稼働停止時刻	1 6 : 0 0	1 6 : 0 0
⑤ 稼働に関するルール (例 操作者について、その他学校で 決めたルール等があれば)	操作者；各担任、教科担 任、管理職	操作者；各担任、教科 担任、管理職

#### 1 4 その他（GIGAスクールについて）

タブレットを各生徒に配布しているが、手探りの状態である。学校で行っているアンケートの集計に利用したり、修学旅行先で写真を撮って新聞を作ってプレゼンをしたり、活用できると思われる部分では活用している。

### 第3章 市立中学校往査：江迎中学校



#### 1 学校沿革

昭和22年4月1日開校した。昭和30年代、北松炭田の好景気で一時は2万人を超えた人口も、炭鉱の閉山によって減少し、令和4年3月1日時点で4,933人である。炭鉱隆盛の時代より教育・文化活動への地域の関心と期待は高く、学校教育活動へも積極的に関わっている。

#### 2 調査事項

本概要版では省略する。

#### 3 学校の概況等

校訓は「質実剛健」であり、小中の密接な連携を通じて、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことを目指している。特色としては、特に、サッカー部の躍進が挙げられる。往査時の聴取によると、合併前の北松浦郡の頃に6連覇を達成したこともあるほど、元々サッカーが盛んであるとのことであり、部活動に力を入れていた結果ではないかとのことであった。江迎中学校独自の取り組みとして、学校と地域で連携し、地域の中で生徒を育てる、「江迎地区コミ

ユニティースクール」という活動を行っている。

#### 4 予算額・支払額・不用額について

江迎中学校の昨今の予算額・支払額・不用額の特徴は、不用額の傾向として、燃料費及び修繕費が高額となっていること、また、不用額として光熱費が非常に少額に抑えられていることが特徴として挙げられる。

#### 5 学校施設改善要望

江迎中学校の学校施設要望の有無について、往査前に佐世保市教育委員会に照会したところ、①避難器具設置場所の移動、②体育館非常誘導灯の改修、③体育館天井板の補修、④武道館内弓道場の雨漏れ、⑤体育館玄関とスロープの境のタイルの破損及び剥離の補修がそれぞれ要望されていた。

#### 6 就学援助費、特別支援教育就学奨励費支給状況

※令和3年度 就学援助費支給内容（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品費		通学用品費		通学費		医療費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
江迎中学校	0	0	29	640,228	20	43,508	3	167,090	2	24,240	10	400,000	29	1,425,600	93	2,700,666

※令和3年度 特別支援教育就学奨励費支給状況（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品購入費		通学費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
江迎中学校	1	28,990	5	38,108	1	9,810	2	40,000	5	75,680	14	192,588

#### 7 学校給食費徴収状況

江迎中学校における令和3年度の学校給食費徴収は、収納率100パーセントである。

#### 8 部費・修学旅行費管理

部費の管理について学校は関与をしておらず、保護者に徴収を依頼するよう、顧問教員には指導している。修学旅行費は4万円であるが、積立は行っておらず、学校が開設した口座に保護者が直接振り込みを行っている。



## 9 P T A会費管理

P T A会費の管理については、スクール・サポート・スタッフが一人で  
行っているが、学校としても支出について確認を行っている。監査につい  
ては、P T Aの監査担当職員の者が2名体制で行っている。

## 10 校則

江迎中学校の校則では、報告書本編末尾参考資料のとおり、「生徒心得」  
が定められている。登下校方法、服装、所持品、校外生活等についての制  
約がなされている。

## 11 学区（通学路）

江迎中学校の学区は、江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町飯良坂、江迎  
町根引、江迎町栗越、江迎町箆尾、江迎町中尾、江迎町奥川内、江迎町長  
坂、江迎町上川内、江迎町埋立、江迎町末橋、江迎町三浦、江迎町北平、  
江迎町乱橋、江迎町小川内、江迎町赤坂、江迎町志戸氏、江迎町七腕、江  
迎町猪調、江迎町田ノ元である。

## 12 冷暖房稼働状況

### (1) 冷房稼働状況

稼働期間・時刻 6月1日から9月30日まで

午前7時45分から午後4時15分まで

稼働時設定温度 26℃

空調設備運用ガイドラインに基づき稼働している。

### (2) 暖房稼働状況

稼働期間・時刻 12月1日から3月31日まで

午前8時から午後4時15分まで

稼働時設定温度 20℃

空調設備運用ガイドラインに基づき稼働している。

(3) 冷房及び暖房とも、実際には、室温の状況等に応じて、教員にて温度

等を調整しているとのことである。

### 1 3 情報セキュリティ管理及び個人情報の取り扱い状況

USBメモリの取り扱いについては慎重に行っているとのことであった。生徒に対するICT教育も行われており、教員に対する研修も行っている。江迎中学校では、佐世保市に委託された民間のIT関係業者が週に1回程度、教員のPC関連についての困りごとの対応にあたっている。

### 1 4 学校内施設視察

- (1) パソコン室
- (2) 図書室
- (3) 保健室
- (4) タブレット管理状況
- (5) 体育館
- (6) 武道場

## 第4章 市立中学校往査：広田中学校

### 1 広田中学校の概要（学校沿革等）

平成3年4月、生徒数1,500名を抱える早岐中学校から分離独立し、広田中学校として新設された。住宅地域や商業地域として発達してきた結果、宅地化が急速に進み、小学校では1,000人を超える児童数となったため、中学校敷地内に小学校6年生の新校舎を建築し、平成29年度からは小中一貫型学校へ移行した。6年目に突入した現在、小学6年生162名、中学生506名、合計668名の児童生徒が交流しながら共に学んでいる。

### 2 調査事項

本概要版では省略する。

### 3 学校の概況等

令和4年度広田中学校の総生徒数は506名である。広田中学校の校訓は「賢く・優しく・逞しく」であり、小中の密接な連携を通じて、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことを目指している。広田中学校の特色としては、「小中一貫型教育」を行っており、平成29年度からは、広田小学校の6年生が、広田中学校校舎に接続した新校舎において、中学生とともに学校生活を送っている。それから、広田中学校は、厦門外国語学校と友好学校提携に関する協定書に調印し、令和元年度から相互交流を行っている。

その他、広田中学校は、ロボットコンテストにおいて、長年に渡って顕著な成績を残し続けている。

### 4 予算額・支払額・不用額について

広田中学校の昨今の予算額・支払額・不用額の特徴として、令和元年度のみ光熱水費の不用額が高額になっている。光熱水費についても他の予算と同様に前年度の実績を元に計上されるどころ、令和元年度は、例年と異なりプールの利用期間が6月末から8月上旬までに制限することとなった（例年は9月上旬まで）。これにより、大量の水道水を利用するプールの利用期間が例年より短くなり、全体として、令和元年度の水道使用量が大幅に減少したということである。

### 5 学校施設改善要望

広田中学校の学校施設要望の有無について、往査前に佐世保市教育委員会に照会したところ、①屋外時計取替修繕、②校舎壁面の塗装、③樹木枯れ枝の伐採、④特別支援学級内の水道施設、⑤体育館内のW i - f i 設置がそれぞれ要望されていた。

### 6 特別支援学級

「15 学校内施設視察」においても述べるように、小中一貫型教育のため小学6年生を中学校施設内に受け入れた結果、特別支援学級に割く教室が不足するという状況が生じている。また、防犯カメラの増設の要望が出ている。その他、全体的に老朽化が進んでいる。

## 7 学奨励費支給状況

※令和3年度 就学援助費支給内容（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品費		通学用品費		通学費		医療費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
広田中学校	5	300,000	88	1,996,452	59	133,930	2	9,660	4	18,040	25	600,000	86	3,997,070	269	7,055,152

※令和3年度 特別支援教育就学奨励費支給状況（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品購入費		通学費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
広田中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	2	39,330	2	39,330

## 8 学校給食費徴収状況

広田中学校の学校給食費徴収状況については、若干名の未納者が存在する。給食費の支払い方法について、令和3年度までは持参方式のみであったが、公会計化に伴い原則として口座振替を用いて徴収されている。

## 9 部費・修学旅行費管理

広田中学校においては、修学旅行積立に関わる制度及び金銭の取り扱いはなく、業者取り扱いとなっている。

## 10 P T A会費管理

P T A会費は、学校を通じて、生徒会費、及び体育文化後援会費と併せて徴収されている（合計600円、P T A会費は400円）。金銭の出入については、P T A会長及び校長の決裁により行われる。P T A会費の監査については、2名の監査人がおり、新年度初めに前年度の会計監査を行い、総会で決議がなされている。

## 11 校則

広田中学校の校則として「私たちの生活心得」が、また、夏休み等の長期休暇における校則として、「連休の過ごし方について」等が定められている。他の往査対象校との比較の限りであるが、身なりから所持品に至るまで比較的広範に渡って取り決めがなされている点に特色がある。

## 1 2 学区（通学路）

広田中学校の学区は、重尾町、浦川内町、広田町、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁目、広田四丁目、中原町、崎岡町、ハウステンボス町の一部である。

## 1 3 冷暖房稼働状況

(1) 広田中学校における冷房稼働状況は以下のとおりである。

稼働期間・時刻 6月1日から9月30日まで

午前8時10分から午後4時20分まで

稼働時設定温度 25℃

(2) 広田中学校における暖房稼働状況は以下のとおりである。

稼働期間・時刻 12月1日から3月31日まで

午前8時10分から午後4時20分まで

稼働時設定温度 18℃

(3) 実際には、室温の状況等に応じて、教員にて温度等を調整しているとのことである。

## 1 4 情報セキュリティ管理及び個人情報の取り扱い状況

広田中学校としては、USBメモリの外部持ち込みを禁止している。持ち出しについても、事前に校長の許可を得て、持ち出した情報について管理台帳に記載している。教員に対するセキュリティ研修も定期的に行っている。

## 1 5 学校内施設視察

- (1) 図書室
- (2) 美術室
- (3) パソコン室
- (4) 生徒会室
- (5) プール
- (6) 保健室
- (7) 体育館
- (8) 特別支援学級
- (9) その他

中学校舎内の通路等に段差が見受けられた。なお、当該段差は校舎と校舎を繋ぐ通路にも存在していた。

## 第5章 市立中学校往査：宇久中学校

### 1 宇久中学校概要



昭和22年4月1日、教育制度改革に伴い、平村立宇久中学校創立。昭和60年、現校舎落成。平成17年4月1日、宇久中・神浦中が統合して宇久中学校となる。昭和30年代、生徒数は500人に達していたが、近年は過疎化により、減少の一途を辿っている。保護者や地域住民は教育に対する関心が強く、学校教育には進んで協力・援助がなされているとのことである。本校は、宇久島の平港から北に位置する。宇久島は、五島列島

の最北端に位置し、周囲37.7km、令和4年4月1日現在人口1,794人、世帯数1,047の離島である。平成17年度末に、佐世保市との合併により、佐世保市宇久町となった。宇久島の主な産業は、農業、漁業、畜産業、建設業であるが、観光業にも注力している。

※学級編成と生徒数推移（令和2年度、令和3年度は複式学級）

学 年	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4
1 年	7	5	4	6	7
2 年	9	7	4	3	7
3 年	6	9	7	3	3
合 計	22	21	15	12	17
学級数	3	3	※2	※2	3

## 2 調査事項

本概要版では省略する。

## 3 学校の概況等

令和4年度の総生徒数は17人である。学校の教育理念は、『磨く』『輝く』『光る』子どもは『希望』である、「品性と品格 清新 躍動 至誠」とのことである。その具体的施策として、①職員室の生徒向けの開放、②小中高一貫教育、③地域拠点としての期待への対応、④通称「宇久実践」と呼ばれる社会教育活動がある。

## 4 予算額・支払額・不用額について

宇久中学校の昨今の予算額・支払額・不用額の特徴として、修繕費につき、当初予算と決算の差が大きいという傾向がある。離島であることから、故障等発生した場合、業者による即時の修繕・復旧が容易ではないため、都度応急措置等をもって対応する必要がある、また、修理部品につき、運搬料が上乗せされるためコストが割高になるという特別の事情があるとの説明があった。

## 5 学校施設改善要望

宇久中学校の学校施設改善要望の有無について、令和3年度の要望は無かった。ただし、令和4年度分として、主に、グラウンド周辺のフェンス及び体育館への電線接続部分につき、いずれも塩害により激しく消耗している部分があり、佐世保市へ改善要望を提出している。

## 6 就学援助費、特別支援教育就学奨励費支給状況

令和4年度につき就学援助費支給及び特別支援教育就学奨励費支給申請は無いとのことである。

## 7 学校給食費徴収状況

宇久中学校における令和3年度の学校給食費徴収は、収納率100パーセントである。これは、令和4年度も同様の傾向とのことである。

## 8 部費・修学旅行費管理

部費については、各部活加入生徒の保護者にて、会計担当を定めて、その管理を行っているとのことである。宇久中学校としては、監査等は行っていない。修学旅行費は、スクール・サポート・スタッフにより管理されている。

## 9 P T A会費管理

P T A会費は、生徒の保護者にて、会計担当を定め、その管理を行っているとのことである。

## 10 校則

宇久中学校では、報告書本編末尾参考資料のとおり、「生徒心得」が定められている。その特徴としては、他の往査対象校との比較の限りであるが、規制対象が少なく、その程度が緩やかである。

## 11 学区（通学路）

宇久中学校の学区は、宇久町平、宇久町野方、宇久町太田江、宇久町木場、宇久町大久保、宇久町小浜、宇久町神浦、宇久町飯良、宇久的本飯良



及び宇久町寺島であり、いわゆる宇久島全域である。

#### 1 2 冷暖房稼働状況

(1) 宇久中学校における冷房稼働状況は以下のとおりである。

稼働期間・時刻 6月1日から9月30日まで

午前8時30分から午後4時30分まで

稼働時設定温度 28℃

(2) 宇久中学校における暖房稼働状況は以下のとおりである。

稼働期間・時刻 12月1日から3月31日まで

午前8時30分から午後4時30分まで

稼働時設定温度 18℃

(3) なお、実際には、室温の状況等に応じて、教員にて温度等を調整しているとのことである。

#### 1 3 学校内施設視察Ⅰ：学校図書室の状況（説明者：司書）

蔵書については、自然科学系、社会科学系、専門職等の実用書があるが、主に文学作品で占められている。また、宇久中学校は、公立学校採用教科書棚が置かれている。それから、予算が少ないため、まとまった専門書の購入は事実上不可能である。

#### 1 4 学校内施設視察Ⅱ：その他

(1) 音楽室

(2) 技術室

(3) 体育館

(4) その他

校舎生徒用玄関屋根部分につき、一部剥離箇所があった。

## 第6章 生徒の意見の把握

## 1 監査の方法

本監査にあたり、生徒の生の意見を確認するために、Google フォームのアンケート機能を用いて、往査先中学校の生徒へのアンケートを実施した。

## 2 結果

詳細については、報告書本編を参照されたい。概略、以下のとおりである。

- (1) 校則が厳しすぎる。
- (2) 授業につき、理解が難しいという悩みがあり、同時に、より効率化して欲しいとの若干相反する意見が出ている。
- (3) 部活動につき、もっと活動時間を増やしてほしいという意見と、逆に、短縮ないし緩和して欲しいという意見が出ている。
- (4) 登下校の負担が重いとの意見が出ている。
- (5) 教員から受ける評価、体罰に対する不満が出ている。

## 第6部 教育DXの改革案等

### 第1章 現状維持を基本とする戦略

佐世保市において、市立中学校の体制について、これまでのような担任教師と教室内で学ぶ生徒という従前の方式を是とするのであれば、①少人数学級の要請、校則の内容検討や緩和等、校舎や体育館等の中学校におけるインフラストラクチャーの最新化等、実現することが望ましい事項、②同インフラストラクチャーにつき危険発生部分の改善、学校給食や教材の維持、いじめ防止等実現が必要である事項を把握して、さらなる改善を期待するところである。

### 第2章 教育デジタルトランスフォーメーション戦略について

#### 第1 社会的危機の問題

1 将来、現行の中学校の運営方式が困難となる可能性がある。その理由は、以下の社会的危機の存在である。

- (1) 少子高齢化の深化
- (2) 担税力の限界
- (3) 国際競争力の低下
- (4) 感染症流行、天災、戦災等

#### 2 市立中学校への影響

市立中学校の運営については、上述の社会的危機を考慮すると、非常に厳しいものと考え直す必要があると思われる。

#### 3 大幅なリストラクチャリングの検討

上記1の社会的危機への対処として、学校の統廃合という、少子化進行という現実に対処した、単純なリストラクチャリングがあるが、さらに、

いわゆる教育DX（デジタルトランスフォーメーション）についても簡易ながら聞き取り等調査を行った。以下、これらについて報告する。

## 第2 広田中学校体育館へのインターネット無線Wi-Fi運用コスト

広田中学校の体育館にて1～2クラスの生徒がタブレット等にて利用する場合（最小規模）を想定すると、その初期費用は、400万円以上かかり、また、毎月1万円以上のランニングコストがかかることになる。仮に、佐世保市内の全ての市立中学校24校の体育館に無線Wi-Fiを準備するとすると、最小規模を前提としても、初期費用で1億円程度、毎月のランニングコストにつき24万円以上ということになる。

## 第3 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の検討

### 1 前論

包括外部監査人にて、ICTの教育への活用例を調査した。

### 2 公立中学校におけるICT技術活用に関する問題

現在、公立学校にて進行中であるGIGAスクール構想は、義務教育分野におけるICT技術導入のための重要政策であるが、その主要目的及び実態は、義務教育の生徒に対して、インターネット端末（タブレット）を「1人1台」交付することの達成にあると評価できる。他方、私立学校では、端末を利用した①オンライン授業、②授業アーカイブ（映像）を作成し生徒向けの配信体制整備を実現した例がある。その効果として、定期試験の成績が上昇したということであった。文部科学省は、ICTの教育コンテンツ、ツールの充実を実現させる政策につき「教育デジタルトランスフォーメーション」（以下「教育DX」ということがある。）として、教育DX推進室を担当部署とし、文部科学省CBTシステム（<sup>メ</sup> <sup>ク</sup> <sup>ビ</sup> <sup>ッ</sup> <sup>ト</sup>）を開始しているが、その内容は、概ね紙媒体であった資料のデータベース

化が中心であり、オンライン授業やアーカイブ整備を実現させるものには至らない。そこで、佐世保市独自の教育DXを構築できないかにつき検討を求める。その具体的な手段として、①市立中学校の主要5教科及び実技4教科の授業のアーカイブ動画、②徳育、法教育、包括的性教育、ICT教育、金融知識、コミュニケーション教育等の特別授業のアーカイブ動画を作成する。可能であれば、①については、学習レベルに応じた2種類程度を作成することを提案する。これについては、教職員の人件費に関する県費負担教職員制度との兼ね合い、その他、「日本の義務教育における生徒の人格形成についての期待に反する可能性」、「教職員による授業アーカイブへの依存と能力低下の可能性」、「教職員に対する高度のITリテラシー能力要求」、「生徒側の緊張感喪失等」の問題も予測される。他方で、メリットとして、「生徒個人に合わせた細やかな教育・授業の実現」、「教職員の負担軽減」、「ICT機器活用による授業内容の充実・向上」、「新型コロナウイルス感染症流行を例とする行動制限時のオンライン授業実現」、「人件費等教育にかかる経費節減」、「教職員不足対策」、「いじめ問題対策」、「特色ある学校の実現」、「休暇の自由取得制度導入」を予測できる。

### 第3章 佐世保市立中学校の重大事態認定事件への対応

本包括外部監査手続進行中である令和4年12月、佐世保教育委員会が、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に認定し、調査を行った件につき、当該中学校と佐世保市法教育委員会の初動等についての報告を受けた。当該中学校による把握、佐世保市教育委員会への報告と同教育委員会からの当該中学校への指示は、対象事実発生日に全て行われていた。

## 第7部 総括

佐世保市の市立中学校の財政及び事務執行につき、法令、大綱等内規及びこれらに準ずる校則等を調査し、過去の事例、事務処理の現状について確認した結果

12件の評価、48件の意見、3件の指摘を呈示した。

## 【参考資料】

意見等の一覧表





意見等の一覧表

番号	意見等	意見等の概要	頁（本編）
<b>第2部 佐世保市の財政及び人口の推移</b>			
<b>第1章 佐世保市の財政の推移</b>			
1	意見	本監査において、市立中学校の財政事務を検証するにあたり、佐世保市における財政健全化の観点について、力点を置く必要があるところであり、財政課及び教育委員会にも同じく留意を求める。	16
<b>第3部 佐世保市立中学校の施策</b>			
<b>第2章 佐世保市の学校教育の施策</b>			
2	意見	（1）佐世保市教育大綱 「…国家及び国際社会に貢献する市民を育成する…」との文言については、佐世保市民に対して、個人の幸福追求よりも帰属集団への奉仕を求めているように受け取られかねない。日本国憲法、教育基本法、子ども基本法の理念に照らし、修正等検討すべき。 （2）「徳育推進のまちづくり宣言」 道徳教育の重要性につき否定すべきものではないが、その他の知識や教養よりも優位に立つものとは思われる。 予算配分を含め随時検討を求める。	21
3	評価	佐世保市中学校の部活動 部活動につき生徒からの要望等対応、事故等防止、生徒の権利に関する制約等の問題があるところ、佐世保市の詳細な基準設定は適切である。	39
4	意見	佐世保市立中学校のICT活用状況 GIGAスクール構想の段階でありICT端末活用の模索段階にあるが、企画倒れ防止のため、教育DXを含め、間断ない検討を求める。	41
5	意見	佐世保市の各市立中学校への指導状況：校舎施設や金銭の管理 校舎施設の修繕については、優先的に財源の許す限りの対応を求める。	43
6	評価	佐世保市の各市立中学校への指導状況：就学援助費の支給 現状、就学援助費申込にあたり躊躇等が発生しないように配慮していること等妥当である。	46
7	評価	佐世保市の各市立中学校への指導状況：特別支援教育就学奨励費の支給 現状、特別支援教育就学奨励費申込についても躊躇等が発生しないように配慮していること等妥当である。	47
8	意見	佐世保市の各市立中学校への指導状況：校則策定に関する指示 佐世保市として、各学校に校則見直しに関する通知を発したことは評価できるが、往査中学校の状況からして、抜本的な見直しが達成しているとは言い難い。年度毎に見直しの状況報告を求め、不足の場合には是正を促されたい。	51
9	意見	佐世保市の各市立中学校への指導状況：生徒の校内施設利用時の安全管理・指導 各中学校に対する共通の指示またはマニュアル作成を検討していただきたい。	52

10	意見	佐世保市の各市立中学校への指導状況：生徒の登下校の安全管理・指導 各中学校に対する登下校時の安全管理マニュアル等を策定するべきである。	53
11	評価	佐世保市の各市立中学校への指導状況：長期休業・校外での生徒の生活指導 指導内容につき、時代に即した指導を促している点は高く評価できる。	62
12	意見	佐世保市の各市立中学校への指導状況：教職員による生徒への体罰、人権侵害の予防 体罰根絶に向けた成果は現状厳しいものがある。更なる実効的な取り組みを行っていただきたい。	69
13	評価	佐世保市の各市立中学校への指導状況：校舎内での冷暖房稼働ガイドラインの内容は、基本方針を定めつつ、柔軟な対応も認めており、適切である。	72
14	意見	佐世保市の各市立中学校への指導状況：校舎内での冷暖房稼働室温設定については、WHO勧告や学校環境衛生基準修正に合わせて最低温度18度以上への変更を検討していただきたい。	72
15	意見	佐世保市の各市立中学校への指導状況：校則問題 校則の存在意義につき、空白状態である規定があるので、再認識していただきたい。	80
16	意見	佐世保市の各市立中学校への指導状況：校則問題 宮崎県弁護士会の校則見直し基準につき、佐世保市でも参考にしたい。	82
<b>第3章 佐世保市教育委員会</b>			
17	意見	財政状況 市立中学校の財政節減につき、①現行予算の再検討、②制度自体のリストラクチャリングの余地はないかを検討していただきたい。	94
18	意見	財政状況 教育分野については必要費と評価できる部分が大きく、他方で、物価高騰等の問題が発生している。新型コロナウイルス感染症流行による事実上の事業停止等を機会に、政策や予算の見直しを検討していただきたい。	112
<b>第4部 佐世保市立中学校の事務執行及び管理運営</b>			
<b>第4章 佐世保市立中学校における事件・事故</b>			
19	意見	平成29年度から令和3年度の期間における教職員への懲戒処分 3件中2件が生徒への体罰事案。教職員への研修、通報窓口設置をしていただきたい。	153
20	意見	学校生活・登下校中の救急搬送事 (1) 熱中症対策が必要である。 (2) 部活動中の怪我が散見される。応急措置研修実施が必要であると考えられる。 (3) 登下校中の交通事故が散見される。危険箇所マップ作成等のうえで周知徹底を要する。	165

21	意見	中学生の非行・虞犯等 （１）教職員だけではなく、周囲の生徒からの情報収集の他、他機関との連携の仕組みを作るべきである。また、さらに教職員研鑽も積むべき。 （２）インターネット関連の非行事案が散見される。各校が定期的に研修・授業を行うべき。 （３）法教育、性教育、ＩＣＴリテラシーへの予算配分拡充を検討していただきたい。	176
第５部 佐世保市立中学校の往査			
第２章 市立中学校往査：清水中学校			
22	意見	学校施設改善要望 （１）雨漏りやエアコン故障等喫緊の対処を要する。 （２）警報機の誤作動解決は急ぎ対応するべき。 （３）防火シャッターの修繕、防火設備の点検を速やかに行うべき。	184
23	意見	就学援助費の支給状況 （１）申請手続対応が学校側の負担になっているとのことである。佐世保市役所・教育委員会での直接対応を検討するべき。 （２）必要ではない個人情報収集の点も再検討するべき。	190
24	意見	校則（生徒・生活心得等含む） 教師らの生徒心得に対する考え方は柔軟であり、必要性につき疑問を呈しているようである。しかし、これに止まっていることから、必要性に鑑みての検討を勧奨する。	195
25	意見	部費・修学旅行費管理 部費につき、管理・返金に関する規則作成を保護者会に進言するべきである。	196
26	意見	その他（GIGAスクール） タブレット利用時間制限設定を導入する等しつつ、円満に教育が実現できるように配慮するべき。	198
第３章 市立中学校往査：江迎中学校			
27	指摘	学校施設改善要望 火災時避難経路につき避難はしごの真下にエアコン室外機が置かれる等改善措置を要するべきところがある。	209
28	意見	就学援助費、特別支援教育就学奨励費支給状況 就学援助対象者の利用漏れを無くすよう、学校側と連携して取り組むことを検討していただきたい。	211
29	意見	部費・修学旅行費管理 部費管理につき、透明性が十分ではない。佐世保市としての適正担保方法を検討していただきたい。	213
30	意見	P T A会費管理 新型コロナウイルス感染症拡大のためと考えられるP T A会費支出の減少が見て取られる。P T A会費の減免提言等検討していただきたい。	215
31	評価	校則 改定に際して、生徒会を通じた生徒の意見収集を取り入れていることは評価できる。	218

32	意見	<p>校則</p> <p>(1) 登下校方法につき、原則徒歩としている目的については、体力作りではなく、生徒の安全確保とした方が妥当と思われる。</p> <p>(2) 休み時間の他クラスへの立ち入り禁止につき、必要性が疑わしく撤廃も検討されたい。</p> <p>(3) 服装に関する規定につき、肌着の色指定、髪型指定等につき再検討を要すると思われる。</p> <p>(4) 所持品規制につき、スマートフォンについては、一律持込禁止よりも緩やかな制約の可否を検討していただきたい。</p> <p>(5) 校外生活の禁止について、学校の権限を及ぼすことは難しいと思われ、撤廃を検討されたい。</p> <p>(6) 故意に設備を破損させた場合の弁償規定につき、必要性が無いと思われ、撤廃を検討されたい。</p>	219
33	意見	<p>冷暖房稼働状況</p> <p>天候寒暖の差や生徒の個人差に鑑み、柔軟な運用を求める。</p>	223
34	意見	<p>学校内施設視察：図書室</p> <p>図書室設備施策の見直しを行っていただきたい。</p>	224
35	意見	<p>学校内施設視察：武道場</p> <p>老朽化が著しく、生徒のみならず地域住民への危険も憂慮される。適切に補修工事を行っていただきたい。</p>	225
第4章 市立中学校往査：広田中学校			
36	意見	<p>学校施設改善要望・特別支援学級</p> <p>(1) 校舎全体の老朽化が著しい。全面的改修は容易ではないと思われるが、生徒の安全の支障となる事項については、確実に補修等を行っていただきたい。</p> <p>(2) 枯れ枝伐採を要する樹木は、生徒らの登下校に用いる通路に存在する。伐採頻度増加、柵設置等安全対策を求める。</p> <p>(3) 追加の防犯カメラ設置を検討していただきたい。</p>	238
37	意見	<p>就学援助費、特別支援教育就学奨励費支給状況</p> <p>就学援助利用を保護者が拒否する場合につき、生徒の権利であることの説明等対策を求める。</p>	240
38	意見	<p>部費・修学旅行費管理</p> <p>部費管理につき、透明性が十分ではない。佐世保市としての適正担保方法を検討していただきたい。</p>	243
39	評価	<p>P T A会費管理</p> <p>金銭の出入につきP T A会長と校長らによる稟議がなされ、伝票が作成される等、収支透明化が図られており、適切である。</p>	246
40	意見	<p>P T A会費管理</p> <p>繰越金が高額であることを考慮すると、P T A会費の減免提言等検討していただきたい。</p>	246
41	評価	<p>校則</p> <p>L G B T Qに関する事項として、男女兼用スラックス導入は、先進的な試みとして評価できる。</p>	250

42	意見	校則 (1) 宮崎県弁護士会目的効果基準に照らし、再検討を要する。 (2) 登下校方法の規制について、学用品が重いことにつき指摘が上がっている。軽減措置を検討していただきたい。 (3) 登校時の制服着用義務につき、目的が不明確であることから、撤廃を検討していただきたい。 (4) 寄り道禁止につき、トラブル防止との目的の関連性が不十分であり、撤廃検討を求める。 (5) 校外活動の制限規定につき、過度な制限または現在の事情に合わず、端的に撤廃を検討されたい。 (6) 服装に関する各種規制につき、「中学生らしさ」という実体不明の規範、靴下、髪型等過度な規制があり、事実上形骸化しているものがあることから、適宜撤廃を検討されたい。 (7) 所持品規制につき、スマートフォンについて一律持込禁止よりも緩やかな規制を検討していただきたい。 (8) 校則の改定について、生徒の自主性を汲み取る制度を策定していただきたい。	250
43	評価	学区 学区指定は適切であるといえる。	254
44	意見	冷暖房稼働状況 天候寒暖の差や生徒の個人差に鑑み、柔軟な運用を求める。	256
45	意見	学校内施設視察：図書室 図書室設備施策の見直しを行っていただきたい。	257
46	指摘	学校内施設視察：パソコン室 吊り下げ式のブラウン管テレビが使用されずに放置されている。危険性を考慮し早急の撤去を求める。	258
47	意見	学校内施設視察：プール いわゆる腰洗い、目洗いとも撤去を検討していただきたい。	259
48	意見	学校内施設視察：体育館 (1) 雨どいの落ち葉のつまりにより、近隣住民に被害が及んでいることから、定期清掃実施を検討していただきたい。 (2) ネット環境整備を検討していただきたい。	259
49	意見	学校内施設視察：特別支援学級 小学校部分に関するところであるが、「知的」、「支援」、「病弱」対象につき、中学生による支援も踏まえた適切な支援を得られるよう、新校舎増改築の際、検討を求める。	260
50	意見	その他 通路等段差については、バリアフリーの関係から速やかな対応をすべきである。	260
第5章 市立中学校往査：宇久中学校			
51	指摘	学校施設改善要望 宇久中学校の塩害被害は、他の往査先中学校よりも危険度が高いと思われる。国会賠償法の判例に照らした早期修繕、または、接近禁止措置を速やかに実践していただきたい。	274
52	意見	部費・修学旅行費管理 部費管理につき、内規を設ける等して、収支に関する適正担保を検討されたい。	278
53	意見	P T A会費管理 高額の子校金の存在を考慮すると、P T A会費の減免を提言することを検討されたい。	279

54	評価	校則 （１）他の往査先中学校と比較して、規制の対象が少なく、程度も緩和されている。 （２）政治的活動の制限、宗教活動の制限、男女交際の制限等が規程されていないことについても妥当である。	281
55	意見	校則 （１）登下校や校外生活については、条理や社会内礼式の獲得等の目的に捉われ、学校教育活動との関連性が無いまたは著しく乏しい規制の場合には、端的に廃止も検討されたい。 （２）宮崎県弁護士会の目的効果基準に照らすと、①制服の規定、②女子スカートの長さ、③ソックス及び男子ベルトの色の限定、④マフラー等厳冬時限定規制、女子タイツの色限定、⑤頭髪規定、眉毛の抜毛禁止、⑥所持品規制、⑦校外での活動の制限については見直しをされたい。 （３）離島環境の結果、少人数学級を達成していることに鑑み、校則の大幅な撤廃や自由化も検討されたい。	282
56	評価	学区 生徒の通学上の便宜に対して妥当な配慮がなされていると評価できる。	287
57	意見	冷暖房稼働状況 天候寒暖の差や生徒の個人差に鑑み、柔軟な運用を求める。	288
58	意見	学校内施設視察Ⅰ：学校図書室の状況（説明者：司書） （１）蔵書問題につき、電子図書館サービス、市立図書館との連携が考えられ、他の地方自治体にて実践した事例がある。検討していただきたい。 （２）書架不足につき対応されたい。	289
59	意見	学校内施設視察Ⅱ：その他 （１）予算の都合はあるが、劣化した備品、建造物の剥離箇所修繕等注意していただきたい。 （２）体育館のネット環境問題について、無線ネット環境の整備計画を検討していただきたい。	291
<b>第6章 生徒の意見の把握</b>			
60	意見	（１）各市立中学校内にて、生徒からの情報収集の努力を行っていることは評価されるべきであるが、学校外の別の機関への相談、投書の手段を設けておくべきである。大阪府寝屋川市の事例を参考にいただきたい。 （２）アンケート結果から、①校則が厳しすぎるとの意見、②授業について難解、効率化希望等相反する意見、③部活動につき内容拡大を求める意見と縮小を求める意見、④登下校の負担が重いという意見、⑤教員から受ける評価、体罰に対する不満が出ている。適宜、対処、検討を求める。 （３）宇久中学校は、生徒の悩みや不安の意見が少ない。校則等緩和の根拠として留意を求める。	330
<b>第6部 教育DX等の改革案等</b>			
<b>第2章 教育デジタルトランスフォーメーション戦略について</b>			



61	意見	<p>広田中学校体育館へのインターネット無線Wi-fi運用コスト</p> <p>(1) 往査先各中学校から、体育館内のインターネット利用の要望が強かったが、仮に、佐世保市内の全ての市立中学校で、最小規模レベルの無線Wi-fiを設営するとしても、初期費用で1億円程度を要すると予測できる。予算確保の可否を前提に、佐世保市にて各中学校と情報交換、調査等を行なうべきである。</p> <p>(2) 有用性を認めるのであれば、適宜予算配分の検討等を求める。</p>	343
62	意見	<p>教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の検討</p> <p>佐世保市にて、予算と人材確保が可能であるかという問題があるが、国に先行して教育DXを実現させることを政策として検討することも有益と思われる。</p>	353
第3章 佐世保市立中学校の重大事態認定事件への対応			
63	評価	<p>重大事態認定事件につき、当該中学校による把握、佐世保市教育委員会への報告とこれを受けての指示は、対象事実発生日に全て行われており、迅速な対応と評価できる。他方で、手続き面について慎重な対応を取っている。</p>	355







